

緑が丘まちづくり実行委員会 令和 8 年度地域活動計画

(案)

令和 8 年 3 月作成

緑が丘まちづくり実行委員会

1 緑が丘地域まちづくりの地域目標

文教地区の強みを活かし世代間交流を深めた安全で安心な活力のあるまちづくり

2 解決すべき地域課題（緑が丘まちづくり推進プログラムより）

■ 福祉、子育て、健康づくり、地域の支え合いの強化

- 高齢者が抱える健康への不安

■ 基本的な生活環境の確保、環境保全、事故・犯罪の防止、防災

- 災害への対策

■ 郷土愛や誇りの醸成・コミュニティ活性化（世代間交流）

- 世代間の交流による地域の活性化、学校との連携
- まちづくり推進協議会の活動の地域への周知

3 事業計画書

事業計画書

事業名	緑が丘まちづくり推進事業			
事業の目的 ・実施内容	<p>1 事業の目的</p> <p>緑が丘5地区（旭神地区、神楽岡東地区、緑が丘地区、西御料地地区、緑が丘東地区）における地域課題に対し、効果的に課題解決に取り組むため、各事業及び実施団体の連携を図り、地域住民や活動団体が一体となった地域づくりを推進する。</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 各種事業をまとめた地域の活動計画（以下「活動計画」という。）の作成 (2) 活動計画に基づく、各種事業の企画・実施及び統括・事業調整</p> <p>3 令和8年度事業計画（包括型まちづくり事業）</p> <p>緑が丘5地区の課題解決に向けて、令和8年度に取り組む事業は次のとおりとする。</p> <p>なお、各事業の実施団体は、団体の長又は団体に属する者が緑が丘まちづくり実行委員会の構成員となり、緑が丘まちづくり実行委員会を構成する団体として、その統括下にあるものとする。</p>			
	<p>【事業計画】</p>			
	事業名	実施団体	事業内容	事業費 (うち補助金)
	地域ネットワーク形成による健康づくり事業	ロコモ予防と健康づくり実行委員会	ロコモティブシンドロームの予防をテーマとした健康講座	60,000円 (60,000円)
	(仮)緑が丘地域防犯対策事業	(仮)緑が丘地域防犯対策事業実行委員会	地域の防犯対策強化に向けた取組	80,000円 (80,000円)
	5地区ふれあい交流事業	5地区ふれあい交流事業実行委員会	緑が丘5地区合同の世代間交流イベント	110,000円 (110,000円)
緑が丘まち協広報誌発行事業	緑が丘まち協広報誌編集委員会	緑が丘まちづくり推進協議会の情報発信	150,000円 (150,000円)	
事業期間	令和8年6月1日から令和9年3月31日まで			

4 実行委員会会則

緑が丘まちづくり実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、「緑が丘まちづくり実行委員会」(以下「会」という。)と称する。

(目的)

第2条 会は、緑が丘まちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)の所管区域において、協議会の意見を踏まえた地域の活動計画(以下「活動計画」という。)に基づき、地域の様々な団体によるネットワークを形成し、文教地区の強みを活かしたまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 活動計画に基づく、各種事業の企画・実施及び統括・事業調整
- (2) その他、目的を達成するために必要と認められる事業

(組織)

第4条 会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 活動計画に基づく、各種事業に関係する団体の長又は団体に属する者
- (2) 会により特に参加を認められた者

2 会に、前条に掲げる事業を実施するため必要があるときは、部会を設置することができる。

3 第5条から第12条の規定は、前項に定める部会の運営について準用する。

(役員を選任)

第5条 会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 1名

2 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、委員の互選により選出する。
- (2) 副会長及びその他の会長以外の役員は、会長の指名により選任する。

(役員職務)

第6条 会長は、会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 会計は、会の会計を担当する。

4 監査は、会の会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、選任の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議の招集は、会長が行う。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ないときは、委任状または会長が認める代理の者により出席に代えることができる。

3 会議の進行は、会長が務める。

4 議事の決定は、出席総数の過半数をもって成立する。

5 会長は、必要と認めるときは、市職員等委員以外の者を会議に出席させ、説明や意見を求めることができる。

(経費)

第9条 会の運営に要する経費は、補助金、助成金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務所)

第11条 会の事務所は、会長宅に置く。

(補則)

第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、会議においてこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、令和2年3月19日から施行する。
- 2 委員会の初年度の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、委員会の設立した日から当該年度の3月31日までとする。

附 則（令和2年7月13日）

この会則は、令和2年7月13日から施行する。

附 則（令和2年10月29日）

この会則は、令和2年10月29日から施行する。

附 則（令和3年7月15日）

この会則は、令和3年7月15日から施行する。

附 則（令和4年3月17日）

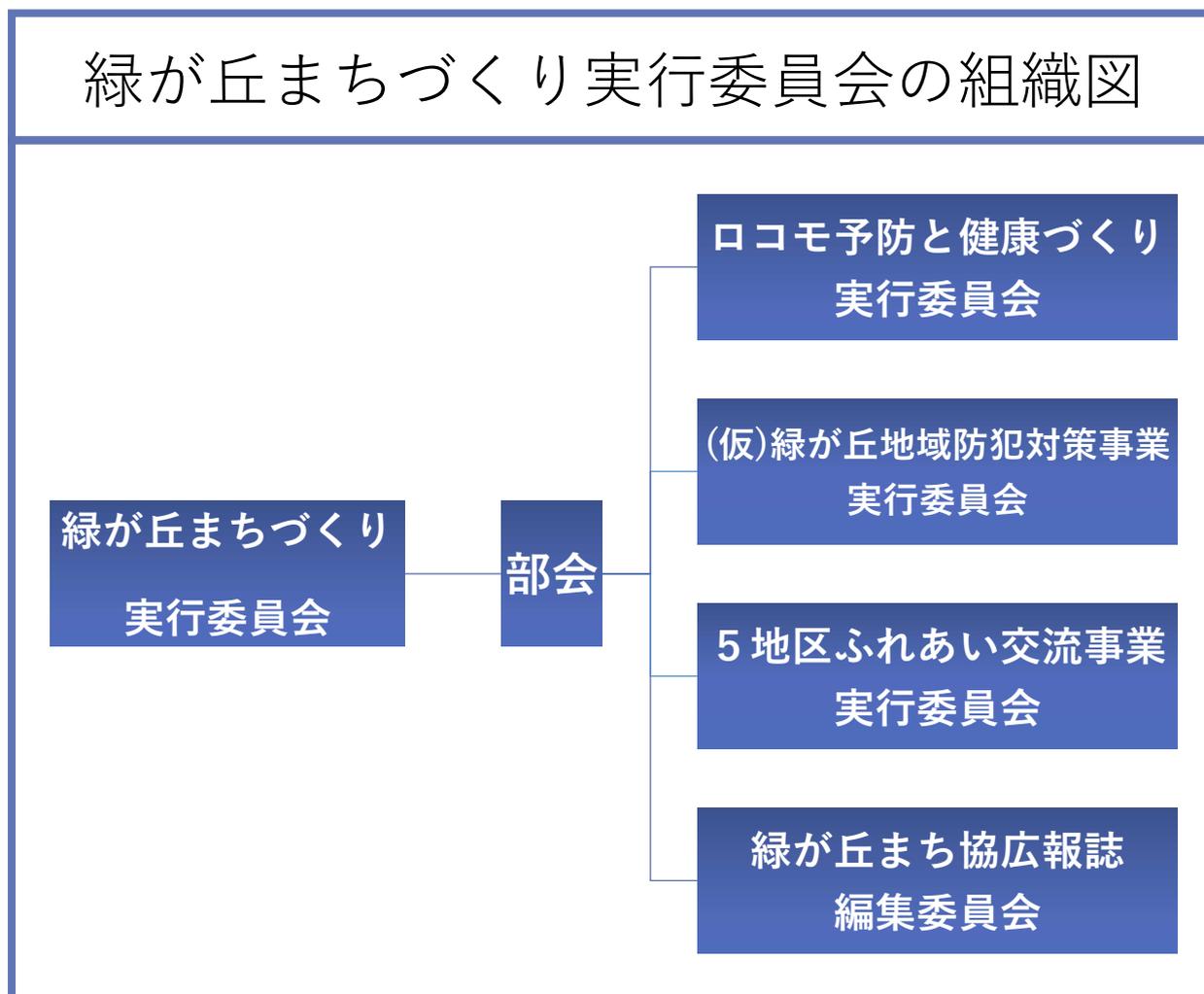
この会則は、令和4年3月17日から施行する。

5 緑が丘まちづくり実行委員会名簿

令和7年5月15日現在

氏名	役職	所属団体・役職
石井 秀幸	会長	神楽岡東地区市民委員会 会長
大西 昭和	副会長	緑が丘東地区市民委員会 会長
田中 浩	会計	西御料地地区社会福祉協議会 事務局長
石塚 英俱	監査	緑が丘地区市民委員会 会長
荒 美月	委員	緑が丘まちづくり推進協議会 公募委員
今井 敦	委員	神楽・西神楽地域包括支援センター センター長
大瀧 政尚	委員	旭神市民委員会 事務局長
貝谷 雅敏	委員	緑が丘地区小・中学校長会 代表
木嶋 あみ	委員	緑が丘まちづくり推進協議会 公募委員
藤田 嘉之	委員	旭川市消防団第12分団 部長
柘田 由美子	委員	緑が丘地区民生委員児童委員協議会 民生委員児童委員
萬藤 庫治	委員	西御料地地区市民委員会 会長
山内 洋	委員	緑が丘まちづくり推進協議会 公募委員
山口 希美	委員	国立大学法人旭川医科大学 助教
山脇 兼治	委員	緑が丘地区社会福祉協議会 会長
計		15名

6 緑が丘まちづくり実行委員会の組織



7 各事業の詳細（各部会・事業計画及び部会名簿）

1) 地域ネットワーク形成による健康づくり事業

事業計画書

1 事業実施者	部会名	ロコモ予防と健康づくり実行委員会
2 事業の名称	地域ネットワーク形成による健康づくり事業	
3 事業の目的 ※地域課題など	<p>緑が丘地域では、地域住民の健康寿命の延伸を目指して、平成27年度から「ロコモ判定法」を活用した事業をスタートし、地域団体や学校などと連携して健康講座を実施してきた。</p> <p>地域の高齢者向けに継続して健康講座を実施することで、フレイル予防や介護予防及び地域全体の健康意識の醸成にもつながることが見込まれるため、令和8年度も事業内容の充実を図りながら健康講座を実施する。</p>	
4 事業内容	<p>●健康講座「健康長寿とロコモティブシンドローム」の実施</p> <p>実施時期：令和8年10月頃（予定）</p> <p>実施場所：緑新小学校（予定）</p> <p>参加対象：緑が丘地域(主に神楽岡東地区)の高齢者(概ね65歳以上)</p> <p>実施内容：(1) ロコモティブシンドロームについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 座学講義 ② ロコモ度テスト ③ ロコモ予防運動 <p>(2) 健康チェック</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保健師による健康相談・血圧測定 ② 棒反応測定 ③ 握力測定 ④ 明治安田測定コーナー 	
5 事業期間	令和8年6月1日から令和9年3月31日まで	

令和8年度 事業収支予算

収入

(単位：円)

区 分	予 算 額	内 容
補助金	60,000	旭川市地域まちづくり推進事業補助金
計	60,000	

支出

(単位：円)

区 分	予 算 額	内 容
報償費	10,000	講師謝金 10,000 円
消耗印刷費	45,460	募集用チラシ 4,000 円 (A4 両面・500 枚) (神楽岡東地区の町内会回覧) クラフト封筒 3,000 円 コピー用紙 2,000 円×2 箱=4,000 円 プリンターインク 6,000 円×2 個=12,000 円 一文字ロール紙 3,000 円 その他雑費 (設営材料・文房具等) 19,460 円
保険料	2,000	傷害保険料 2,000 円 (25 円×80 人)
使用料及び賃借料	2,540	実行委員会会議 グリーンパル中会議室 (冷暖房なし) 510 円×2 回=1,020 円 (冷暖房あり) 760 円×2 回=1,520 円 計 2,540 円
計	60,000	

ロコモ予防と健康づくり実行委員会委員名簿

令和8年 月 日現在

氏名	役職	備考
	会長	
	副会長	
	会	
	委	
	委員	
	委員	

未定

2) (仮) 緑が丘地域防犯対策事業

事業計画書

1 事業実施者	部会名 (仮) 緑が丘地域防犯対策事業実行委員会
2 事業の名称	(仮) 緑が丘地域防犯対策事業
3 事業の目的 ※地域課題など	<p>年々増加している特殊詐欺やネット犯罪における被害者の多くは高齢者であり、市内でも被害が増加傾向にある。また、手口も多様化しているため、地域でも家庭でも防犯知識をアップデートし、地域全体の安全力を底上げしていくことが重要である。</p> <p>このため、誰もが安心・安全に暮らせる地域づくりを目指し、地域住民を対象とした防犯対策に関する講習会を実施する。</p>
4 事業内容	<p>●防犯対策講習会の実施 〈テーマ〉 特殊詐欺、SNS 型投資・ロマンス詐欺等の被害防止</p> <p>実施時期：令和 8 年 9 月～10 月頃（予定） 実施場所：緑が丘地域活動センター グリンパル（予定） 参加対象：緑が丘 5 地区の地域住民どなたでも</p> <p>実施内容：(1) 座学講義 市内における犯罪発生状況や詐欺の事例、 電話・訪問型詐欺及びネット・スマホ詐欺の対策、 特殊詐欺被害を防いだ事例紹介 など</p> <p>(2) 実践ワーク ・本物と偽物の SMS(ショートメール)を比較する ・偽サイトの特徴を探す ・詐欺電話の“断り方”を練習する (実際の音声を使ったロールプレイ) など</p>
5 事業期間	令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和8年度 事業収支予算

収入

(単位：円)

区 分	予 算 額	内 容
補助金	80,000	旭川市地域まちづくり推進事業補助金
計	80,000	

支出

(単位：円)

区 分	予 算 額	内 容
消耗印刷費	71,980	募集用チラシ 6,000円 (A4両面・1,500枚) (町内会班回覧5地区分、各地区会館分) クラフト封筒 3,000円 コピー用紙 2,000円×2箱=4,000円 プリンターインク 6,000円×3個=18,000円 一文字ロール紙 3,000円 その他雑費(設営材料・文房具等) 37,980円
保険料	2,000	傷害保険料 2,000円 (25円×80人)
使用料及び賃借料	6,020	防犯対策講習会会場使用料 グリンパル多目的ホール全面(午前) (音響設備等含む) 3,480円 実行委員会会議 グリンパル中会議室 (冷暖房なし) 510円×2回=1,020円 (冷暖房あり) 760円×2回=1,520円 計 2,540円
計	80,000	

(仮) 緑が丘地域防犯対策事業実行委員会 委員名簿

令和8年 月 日現在

氏名	役職	備考
	会長	
	副会長	
	会	
	委	
	委員	
	委員	

未定

3) 5 地区ふれあい交流事業

事業計画書

1 事業実施者	部 会 名	5 地区ふれあい交流事業実行委員会
2 事業の名称	5 地区ふれあい交流事業	
3 事業の目的 ※地域課題など	<p>社会状況の変化やライフスタイルの多様化等に伴い、地域コミュニティに関わる機会が減少し、地域における連帯意識や住民同士のつながりが希薄化してきている。様々な年代の方とふれ合うことや身体を動かすことは、子供たちの健全な育成や高齢者の生きがいづくり・介護予防などにおいて重要であるため、引き続き地域団体等が連携し、年代を問わず気軽に参加できる交流の場を提供することで、住民同士のつながりや地域の活性化へつなげていく。</p> <p>また、社会全体がデジタル化の流れにある中、現役世代に比べてスマートフォンの利用・所持率が低い高齢者向けに、これまでの交流事業に加え、スマートフォンの操作方法等を気軽に学生に相談できる場を新たに設けることで、世代間交流の機会を創出するとともに、高齢者のデジタル・デバインド解消を図っていく。</p>	
4 事業内容	<p>●緑が丘5地区合同での各種交流事業の実施</p> <p>実施時期：令和8年度中に複数回（予定） 実施場所：地域内の小学校（緑新、緑が丘、西御料地）及び地区会館など（予定） 参加対象：緑が丘5地区の地域住民どなたでも 実施内容：（1）老若男女が参加可能な多種目による地区対抗戦 ・モルックなどの屋外競技（夏期） ・フロアカーリングなどの屋内競技（冬期） （2）地域住民と地域の学生との世代間交流 ・学生講師による高齢者向けスマホ相談会</p>	
5 事業期間	令和8年6月1日から令和9年3月31日まで	

令和8年度 事業収支予算

収入

(単位：円)

区 分	予 算 額	内 容
補助金	110,000	旭川市地域まちづくり推進事業補助金
計	110,000	

支出

(単位：円)

区 分	予 算 額	内 容
報償費	50,000	審判員等謝金 2,000円×5人=10,000円 学生講師謝金 2,000円×20人=40,000円
消耗印刷費	32,840	募集用チラシ 3,500円(A4・1,000枚) (緑が丘5地区の町内会回覧) コピー用紙 2,000円×2箱=4,000円 プリンターインク 6,000円×2個=12,000円 一文字ロール紙 3,000円 その他雑費(設営材料・文房具等) 10,340円
使用料及び賃借料	27,160	競技会場使用料 グリンパル多目的ホール(音響設備等含む) 3,480円×2回=6,960円 スマホ相談会会場使用料 3,000円×5回=15,000円 実行委員会会議 グリンパル小会議室 (冷暖房なし) 210円×10回=2,100円 (冷暖房あり) 310円×10回=3,100円 計 5,200円
計	110,000	

4) 緑が丘まち協広報誌発行事業

事業計画書

1 事業実施者	部 会 名	緑が丘まち協広報誌編集委員会
2 事業の名称	緑が丘まち協広報誌発行事業	
3 事業の目的 ※地域課題など	緑が丘まちづくり推進協議会の活動について、地域住民の認知度向上を図るため、取組事業等を発信する広報誌を発行する。	
4 事業内容	<p>●緑が丘まち協広報誌の発行</p> <p>【規 格】 A 4 仕上がり 2 つ折り (全 4 ページ)、両面カラー印刷 (予定)</p> <p>【発行部数】 7,000 部 (予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑が丘 5 地区の町内会全戸配布 ・地域内施設 (グリーンパル・緑が丘住民センターなど) への配置 <p>【発行時期】 年 1 回 (3 月予定)</p>	
5 事業期間	令和 8 年 1 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで	

令和8年度 事業収支予算

収入

(単位：円)

区 分	予 算 額	内 容
補助金	150,000	旭川市地域まちづくり推進事業補助金
計	150,000	

支出

(単位：円)

区 分	予 算 額	内 容
消耗印刷費	148,760	広報誌印刷・デザイン料代金 (7,000 部) 147,000 円 その他雑費 (封筒・文房具等) 1,760 円
使用料及び賃借料	1,240	編集委員会会議 グリンパル小会議室 (冷暖房あり) 310 円×4 回 = 1,240 円
計	150,000	

緑が丘まち協広報誌編集委員会 委員名簿

令和8年 月 日現在

氏 名	役 職	備 考
	会 長	
	委 員	

未 定